

4 資 審 第 67 号

令和 5 年 3 月 6 日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

農業資材審議会長 赤松 美紀

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和 5 年 1 月 11 日付け 4 消安第 5407 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは
適当と認める。

- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ（DAS1131）
- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP910521）

4 資 審 第 66 号
令和 5 年 3 月 6 日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

農業資材審議会長 赤松 美紀

飼料添加物の製造の方法等の基準及び成分の規格の設定等に係る諮問について
(答申)

令和 4 年 3 月 8 日付け 3 消安第 6608 号をもって諮問のあった標記の件について、下記
のとおり答申する。

記

法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められたアミラーゼの製造方法等の基準及び成分
の規格について、遺伝子組換え技術によって得られた以下のものを飼料添加物として
製造等することができるよう、当該基準及び成分の規格を別紙のとおり改正すること
は適当と認める。

- ・ *Bacillus licheniformis* から産生されるアミラーゼ